



大規模災害時に対する相互協力に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、「地域農業と日本の食料を守り、持続可能な社会と地域を発展させる共同宣言」（以下、共同宣言という。）の精神に基づき、平常時より防災及び減災にかかる諸事業の協力を図り、また遊佐町及び、JA 庄内みどり、生活クラブ連合会の組織地域で大規模な灾害が発生した場合において、相互の協力により応急対策及び復旧対策の円滑化を図ることを目的とする。

(連携協力内容)

第2条 前条の目的を達成するために、次の事項について連携と協力を推進する。

- (1) 食料、飲料水及びその他生活必需品等の物資並びにその供給に必要な資機材の提供に関する事。
- (2) 災害時応急対策用資機材の提供に関する事。
- (3) 避難者の受け入れ及びそのための施設使用に関する事。
- (4) 被災先の要請に応じた人的応援に関する事。
- (5) 前各号に定めるもの他、特に要請のあった事項。

(連携推進体制)

第3条 前条の連携協力を推進するために、次の事項による体制の構築を推進する。

- (1) 平常時の防災及び減災に関する学習・調査・訓練等の活動に協力して取り組む。
- (2) 災害時には、共同宣言参加機関により情報収集及び調整窓口を設置し、被災地の要請と応援内容の調整を行う。
- (3) 平常時から各共同宣言参加機関において「災害時における支援」を担当する連絡担当部署を置き災害時への備えとして必要な活動を協力して行う。

(協議)

第4条 この協定の解釈について疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については、協議のうえ決定する。

2016年4月18日

山形県飽海郡遊佐町

町長

時田博機

生活クラブ事業連合生活協同組合連合会

会長

加藤忍一

庄内みどり農業協同組合

代表理事組合長

阿部茂昭